

鹿児島大学共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター入来牧場実習施設使用規則

令和6年3月13日

共同獣医規則3号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター入来牧場実習施設(以下「施設」という。)の使用について、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 施設は、鹿児島大学共同獣医学部(以下「共同獣医学部」という。)の履修規則に基づく学生実習(以下「学生実習」という。)のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 共同獣医学部の教職員又は学生(指導教員が承認した場合に限る。)が、教育、研究及び実験等を行うために使用する必要がある場合
- (2) その他、共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター入来牧場長(以下「牧場長」という。)が特に使用を認めた場合

(使用期間)

第3条 施設を使用できる期間は、次に掲げる期間を除き、1回の使用につき5日以内とする。ただし、牧場長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号)第31条第17号に基づく夏季及び冬季休業期間

(使用手続)

第4条 施設を使用しようとする者は、原則として使用開始日の3ヶ月前までに、鹿児島大学共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター入来牧場施設使用願(以下「使用願」という。)(別記様式第1号)を牧場長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生実習の実施に伴い、施設を使用する場合は、使用願の提出は要しない。

(使用許可)

第5条 牧場長は、前条第1項の規定による使用願の提出があったときは、使用目的等が適当と認められるものについて、必要な場合は条件を付して、使用を許可する。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに牧場長に申し出なければならない。

(使用料等)

第6条 施設の使用に宿泊が伴う場合、使用者は、別表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、使用者が本学学生及び教職員で、教育、研究及び実験等のために使用する場合は、施設使用料を免除する。

2 既納の施設使用料の返還については、国立大学法人鹿児島大学不動産貸付要項(平成21年4月1日学長裁定)第8条第2項の規定を適用する。

(遵守事項)

第7条 使用者は、この規則及び使用心得(別記様式第2号)を遵守するとともに、施設職員の指示に従わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 牧場長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 共同獣医学部において、緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 使用者がこの規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他、牧場長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、家畜及び作物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 施設の使用に関する事務は、農獣医附属施設係において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(施設使用料)

区分	使用料金(1人1泊)
入来牧場施設使用料	300円